

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第832回）
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和2年2月7日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【水素燃焼】

- 格納容器内酸素濃度計について、既設(CAMS)と新設SA設備とあるが、SAの水蒸気環境下において適切に測定できるのか、サンプリング方式の冷却条件等も踏まえて、それぞれの酸素濃度計(磁気力式と熱磁気風式)の構造、原理の相違、特徴等について整理して説明すること。
- BWRの場合には、酸素、水素、窒素、水蒸気の4元系の方がより正確な評価ができるため、その評価結果が現在の評価と同程度であることを確認すること。

【PAR】

- 各サブボリュームに設置されているPARの設置箇所には、設置個数の偏りがあるため、設置箇所及び解析モデルの妥当性について、検討過程を含めて説明すること。
- 局所漏えいを考慮して設置するとしている原子炉建屋水素濃度計について、サプレッションチェンバ・アクセスハッチに設置しない考え方を説明すること。
- PARに対する粒子状物質による触媒反応の阻害等の影響について詳細に説明すること。
- 自主対策であるBOP開放の目的、想定外の水素濃度上昇に対する自主対策を整理して説明すること。
- 水素が建屋内でどのように流れるのかを踏まえて、PARの設置場所の考え方について説明すること。

【監視測定】

- モニタリングポストへ給電する各電源について、自動起動するので手順は無いとのことであるが、図面等を示して、起動順序の関係性を説明すること。
- モニタリングポストの電源設備について条文適合性を説明すること。
- 可搬型モニタリングポストの保管場所から設置場所までのアクセスルートとして、サブルートを使用する考え方を説明すること。また、作業員による設置の実現性について説明すること。
- 可搬型モニタリングポストを設置するタイミングについて、重大事故等時の状況に応じた対応としているのか整理して説明すること。
- 可搬型モニタリングポストによるプルームの検知性の説明の根拠としている線量率を適正化すること。

以上